

日韓請求権および経済協力協定

日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、
(a) 現在において千八億円に換算される三億合衆国ドルに等しい円の本債を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円に換算される三千万合衆国ドルに等しい円の本債を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることのできる。

第二条

1 締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（第四條（a）に規定されたものを除く。）に完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

第三条

1 この協定の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれ締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にいつたもの

2 この協定の規定に、次のものを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日以後に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関するできないものとする。

第四条

1 両締約国政府は、この協定の規定の実施に関する事項について勅告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府

2 両締約国政府は、この協定の規定の実施に関する事項について勅告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府

3 この協定の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれ締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

インタビュー：従軍慰安婦像がシドニーに設立？ プロジェクト主要メンバーの最側近にインタビュー & 歴史検証 第1回

米国カリフォルニア州グレンデル市に設置された「慰安婦少女像」の撤去を求めて、日系人や在米日本人らが立ち上がり、2014年2月20日にグレンデル市の日系人住民らが慰安婦像の撤去を求める訴訟を同州の連邦地方裁判所に起こした。一連の騒動を世界中の日本国民が見守る中、今度はオーストラリア在住の韓国・中国のコミュニティが、オーストラリア全域に慰安婦像の共同設置を決議したというニュースが流れた。問題のニュースは下記。早速韓国コミュニティの中心人物へコンタクトを取ったところ、韓国人会会長の宋錫準さんの側近から、話をうかがうことができた。今回はまず、インタビューに沿いその背景にあった歴史的な公約、公文書、談話などを照らし合わせながら、日韓それぞれの立場からの歴史認識について触れてみたい。

聯合ニュース
2月14日(金)
15時45分配信

豪全域に慰安婦少女像を 韓中コミュニティが協力

オーストラリア内の韓国と中国のコミュニティが、オーストラリア全域に旧日本軍による慰安婦の被害を象徴する「慰安婦少女像」を共同で設置することを決議した。シドニー韓人会会長や、ストラスフィールド市副市長、ハーストビル市議会議員など、オーストラリアの両コミュニティを代表する人物がシドニー韓人会館で3月10日（現地時間）、日本の戦争犯罪を糾弾し新軍国主義復活に反対する総決起大会を開き、少女像を共同で設置することで意見を一致させた。現地の韓国人向けメディアが14日伝えた。決起大会にはオーストラリアに居住する韓国人と中国人合わせて200人余りのほか、オーストラリアの連邦議員の補佐官2人も参加した。両コミュニティの代表者は旧日本軍が韓国や中国の若い少女を拉致し、慰安婦という名の性奴隷として踏みつけた残虐さを、オーストラリアで暮らす移民の2世やオーストラリア国民に伝えるために同国全域に少女像を設置することを決議するなど、10条の「日本新軍国主義復活糾弾のための在オーストラリア韓同胞連帯の行動綱領」を採択した。行動綱領には▼安倍晋三日本首相の靖国神社参拝糾弾と謝罪要求 ▼日本の新軍国主義復活と歴史歪曲批判 ▼慰安婦の惨状や南京大虐殺など日本の戦争犯罪の広報 ▼日本の新しい世代が偽りの歴史を学ばないように日本政府に圧力を加え、日本の偏重外交政策を修正することをオーストラリアのアボット首相に要求 ▼米国が日本の再武装を容認しないように要求 ▼国連が日本の戦争犯罪や人権じゅうりんとを調査する委員会を結成し、内容を公開するように要請、などの内容が含まれている。両コミュニティの代表は10条の行動綱領を達成するまで持続的に反日闘争を展開することに決議し、署名運動を開始した。

韓国人会会会長宋錫準（ソング・ソクジュン）さんの

最側近の人物に、慰安婦像設置の可能性を問う

下記は宋錫準（ソング・ソクジュン）会会長様へ対しての質問になります。失礼に当たる内容もあるかもしれませんが、公平な立場を持って原稿を仕上げたいと考えておりますので、前向きにご回答いただければとお願いいたします。

両国の明るい未来のために役に立つことならいつでも声をかけてください。両国の真摯な和解の上に共存同栄できることなら、なんでも躊躇なしにやりたいと存じます。

まず、おふたりはどのような関係なのでしょうか。

私は会長の最側近であり、31年前の豪州入国同期生に、同じ英語学校の同期生です。今回は会長に代わって私が代弁しますが、内容に関しては会長にも確認をとりますので、会長の同意のもと返答となります。

今回なぜオーストラリアに慰安婦像を建設することにしようか。その理由をお聞かせください。

韓国人なら世界どこに住んでも過去史歪曲、強制慰安婦の存在否定、その他あらゆる妄言を次から次へと並べる日本の政治家ら

これ以上許してはいけないという強い思いで、日本にはつきり伝達しないといけないわけですね。米国グレンデル市での銅像建立に伴われた一連の日本側さまざまな妨害工作（米議員ら、市長などに日本国会議員ら、企業人、日本大使などによる投資撤回などの脅迫、経済制裁など嫌悪感を持たせる卑劣な工作振り）に呆れて、世界中の人々に日本の過去と現在の歪行を広く知らせるためです。

無効にするためには、公的な手続きをとる必要があると思われませんが、実際に韓国政府はなにか無効にするために公的なアクションを行ってきたのでしょうか。

建設予定地はどこでしょうか。またいつ頃を予定していますか？

シドニー市内の中心地と、韓人タウン内（ストラスフィールド）内建設予定、および豪州全国の10箇所を予定しております。

賠償責任は済ましたという発想は、加害者の責任回避本能からの弁明ですが、政府間の協定で日本政府や日本企業による強制や詐

欺性連行により、強制売春、死亡、傷害、拷問による被害は国家間の協定で源泉解消できるところではありません。韓日政府間協定にそのように書いてあるとしても、英米法の契約法によれば、公平じゃない契約内容はそれに後で気がついても、無効になるとの趣旨を尊重していません。ですので被害者たちに賠償すべきです。

当時韓国の政府は軍事クーデターで政権した軍政だったので、正統性問題に弱点があり、可能ななら早退回りの主要国政府の承認を受けなければならない事情がありました。対日協定においてハニディキャップがあり、それを看破した日本政府は最大限その弱点を利用して、賠償額を最小限へ減らしました。特に民間人賠償問題は再び争論しないように韓国政府に圧力をかけました。成功したかどうかはわかりませんが、相手側の弱点について自分たちの利得を取ったのはとても卑劣な手法として歴史に記録されるでしょう。

建設予定地はどこでしょうか。またいつ頃を予定していますか？

シドニー市内の中心地と、韓人タウン内（ストラスフィールド）内建設予定、および豪州全国の10箇所を予定しております。

賠償責任は済ましたという発想は、加害者の責任回避本能からの弁明ですが、政府間の協定で日本政府や日本企業による強制や詐

(b) 現在において七百二十億円に換算される二億合衆国ドルに等しい円の本債を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることのできる。

第二章 領域

第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現行この地域の施政を行つていない地域に所在するもの（国民という語は、この条約で用いるときはいづれでも、法人を含む。）

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

1951年9月8日に署名
参考書類②

サンフランシスコ平和条約一部抜粋

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、ま

今後、ほかの国にも建設を予定している... 20万人が強制的に連れて行かれたという...

その数字が正しいなら掲載を反対する理由も... 20万人という数字はどのように...

当時日本巡査が来て女の子を連れて行った... オーストラリア国内の韓国人は賛成を...

仮に河野談話が見直された場合に、今後の... 別に全然影響ないですね。むしろもっと活発...

現地日本人へ対してのコメントがあれば... 日本で右翼偏向教育されたと鸚鵡やロボッ...

今件において、自国民の名譽のために大統... 領をはじめコミュニケーションでも努力を惜し...

今回の慰安婦像建設ですが、現状で建設の... 可能性はどのくらいでしょうか。また、日本人...

可能性は100%に近いです。日本人には... 銅像反対の署名じゃなく、安部反対の署名...

確かに日本人のなかにも政府の方針に否定... 的に考えている人はいます。日本人全体が...

知っています。日本国内でそういった良心勢力... はどれぐらいの比率でしょうか。たとえ相当の...

オーストラリア国内の韓国人は賛成を... しているのでしょうか。若い方の支持を得て...

100パーセント賛成ですね。そういった... 韓国人じゃないでしょう。若者の方が強制慰安...

仮に河野談話が見直された場合に、今後の... 活動はどのように変化しますか？

別に全然影響ないですね。むしろもっと活発... 別に全然影響ないですね。むしろもっと活発...

現地日本人へ対してのコメントがあれば... 日本で右翼偏向教育されたと鸚鵡やロボッ...

今件において、自国民の名譽のために大統... 領をはじめコミュニケーションでも努力を惜し...

今回の慰安婦像建設ですが、現状で建設の... 可能性はどのくらいでしょうか。また、日本人...

今回の慰安婦像建設ですが、現状で建設の... 可能性はどのくらいでしょうか。また、日本人...

今回の慰安婦像建設ですが、現状で建設の... 可能性はどのくらいでしょうか。また、日本人...

今回の慰安婦像建設ですが、現状で建設の... 可能性はどのくらいでしょうか。また、日本人...

安婦像建設に関しまして、その記載内容や存... 在意義、国民に与える影響につきまして、ま...

それは素晴らしいお話ですね。ただ現在の自... 民党と安部総理の妄言ぶりを聴くと、すべての...

先の大戦が終わりを告げてから、50年の... 歳月が流れました。今、あらためて、あの...

最後に 3月15日 幣紙発行直前、安倍内閣は参院予... 算委員会集中審議で、「河野談話を安倍内閣...

幣紙は、「同インタビューと平行して、グレ... デル慰安婦像撤去訴訟で戦うNPO法人...

第二章 戦争の放棄 第九節 日本国民は、正義と秩序を基調...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

参考書類 ⑨

「戦後50周年の終戦記念日にあたって」

村山談話

先の大戦が終わりを告げてから、50年の... 歳月が流れました。今、あらためて、あの...

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾... 多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁...

う、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝え... ていかなければなりません。とくに近隣諸...

い、戦後50周年の節目に当たり、われ... われが銘記すべきことは、来し方を訪ねて...

1995年8月15日

わが国は、遠くない過去の一時期、国策... を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の...

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わ... が国は、深い反省に立ち、独善的なナショ...

参考書類 ⑩

1995年8月15日

自民党の掲げる憲法改正草案からの抜粋

第二章 戦争の放棄

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

第九節 日本国民は、正義と秩序を基調... とする国際平和を誠実に希求し、国権の...

2014年2月23日

参考書類 ⑪

河野洋平元衆院議長 東京新聞からインタビューを受ける

首相は、自ら設置した有識者懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が報告書をまとめた後に政府与党内で協議した上、憲法解釈の変更を閣議決定する手順を国会で説明している。これについて河野氏は「安政法制懇は私的諮問機関。メンバーは首相が選んでおり、だれの（第三者の）同意も必要としない。閣議決定するからいいというも、相当違つ。閣僚も首相が選んでいるからだ」と批判している。さらに河野氏は「首相は「最高の責任者は私だ」と内閣法制局長官を抑えようとしている。これまで積み重ねてきた議論を、私的諮問機関の結論で簡単に乗り越えるのはいかなるものか」と、法的根拠のない機関が事実上、政策決定を担う手法を非難した。首相は今国会で「政府として検討を進め、与党でも調整し、最終的なものを閣議決定していく方向になる」と、「改憲」でなくも解釈変更へ可能だ」と（日）など、再三にわたる首相の発言は、「集团的自衛権は国際法上保有しているが、憲法上行使は許されない」と解釈してきた歴代政権と、この解釈を担ってきた内閣法制局長官の答弁と矛盾する。